

平成28年第2回(6月)大郷町議会臨時会会議録第1号

平成28年6月16日(木)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井 真江 次長 千葉 恭啓 主事 佐藤 聖大

---

議事日程第1号

平成28年6月16日(木曜日) 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（赤間正幸君） 皆さんおはようございます。平成28年第2回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、そして悪路のなか御出席を賜わりまして大変ありがとうございます。常日ごろ議会の皆様、町民の皆様方に深い御理解と御協力を賜わっており、おかげ様で事務事業を順調に執行しているところでございます。ちょうど今週の月曜日から町政懇談会を開催いたしまして夕べで3箇所終了したところでございます。町民の皆様方から建設的な意見を賜わっているところでございます。さらに今町内で熊が出没している状況でございます。そうしたなかで防災無線等で注意喚起を図っているところでございます。さらに中村の大郷駐在所付近も熊が2回も出没したということで、学校や幼稚園、保育園等々にも子ども達の安全を確保するために町としてそれぞれ施設の危険を避けるよう指導を徹底しているところでございます。いずれにいたしましても、大変な全国的に話題になっている熊であります。町として万全な体制をとってまいりたいと思っているところでございます。きょうの臨時議会に提案する議案につきましては、第39号でございます。そうしたなかで担当職員から御説明申し上げますので、慎重審議のうえ御可決賜わりますことお願い申しあげまして、開会にあたりましての挨拶いたします。本日は大変御苦勞様でございます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により13番吉田茂美議員及び1番赤間茂幸議員を指名いたします。

---

---

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

---

日程第3 議案第39号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第3 議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは議案第39号について御説明申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成28年度町道上戸線県道取付工事  
（（主）石巻鹿島台大衡線）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 59,378,400円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
4,398,400円）

4 契約の相手方 黒川郡富谷町上桜木二丁目5番地1  
世紀東急工業株式会社 黒川営業所

平成28年6月16日 提出

大郷町長 赤間正幸

本件につきましては町道上戸線県道取付工事の請負契約にあたりまして、予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところによりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは資料1によりまして工事概要の御説明を申し上げます。本工事につきましては町道上戸線の県道取付部分につきまして、舗装工事等を施工するものでございまして、主な工事内容といたしましては主要地方道石巻鹿島台大衡線に関しまして、改良延長240メートル、舗装工3,071平方メートル、なお舗装工の内容の欄ですね、右側の再生細粒度As13F t=5センチとありますが、これはミスプリントでございまして3センチとなります。申し訳ございませんが訂正方お願いいたします。これに加えまして上層路盤工1,849平方メートル、下層路盤工1,435平方メートルのほか、排水工、区画線工等御覧の内容を施工する内容となっております。県道部分への工事施工という部分につきましては、道路法第24条の規定によりまして、道路管理者であります宮城県と協議を行い、その承認を受けて施工するものとなっております。本件につきまして仙台土木より同意を頂戴しております。なお現在上戸線につきましては舗装工事を発注施工しているところでございますけれども、今回の工事の施工によりまして上戸線につきましては、舗装工事の一部と道路照明等工事等を残すのみの進捗となっております。

続きまして資料2を御覧いただきます。施工の平面図でございまして、赤色で着色している部分が今回の工事に係る施工予定箇所となっております。御覧いただきましてわかりますとおり大衡側から、図で言うと左側から上戸線の右折にあたりましては車線長60メートルの右折レーンが設けられる予定となっております。

続いて資料3を御覧いただきます。今回の工事の入札結果でございまして、入札方法については条件付一般競争入札となっております。入札にあたりまして仮工事請負契約を締結いたしました世紀東急工業株式会社黒川営業所を初めとする4社による入札となったものでございます。

まず仮契約締結までの経過ということでございます。設計金額 2,000 万円以上の工事ということでございまして、担当課の方より提出をされました条件付一般競争入札執行に係る設定条件の内申書に基づきまして、4月 22 日入札参加条件設定委員会を開催いたしまして、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した資格条件で、主な資格条件でございますけれども、まず舗装の承認格付け A ランク以上の社で建設業法に規定する経営事項審査結果の舗装の総合評点が 850 点以上であること、県内に本店または支店を有すること、監理技術者を配置できること、平成 23 年度以降に元請けとして、国または地方公共団体発注による請負金額 3,000 万円以上の道路舗装工事の施工実績を有すること。これらを主な条件として設定したものでございます。その後 4月 27 日に建設工事条件付一般競争入札公告を行いまして、設計図書の見直し、参加申請書の受付期間を経て 5月 17 日入札参加資格判定委員会を開催いたしました。入札の参加申請にあたりましてはこちらの資料に記載しております 4社から申請がございまして、4社全てについて要件を満たしているため適格者であると判定、この旨の通知を行いまして、5月 25 日この 4社による入札を執行したところでございます。4に入札の結果を御示しいたしております。この結果でございますけれども最低入札金額は世紀東急工業株式会社黒川営業所の 5,498 万円でございますけれども、この金額については低入札調査基準価格としてあらかじめ設定した 5,510 万 4,284 円を下回っておりまして、入札結果の備考にございまして、大郷町低入札価格取扱要綱第 3 条の規定によりまして、落札の決定を留保するとともに 5月 31 日に同社からヒアリングを実施いたしまして、5の部分にございまして 6月 7 日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議をしたところでございます。審議の結果でございますけれども契約の内容に適合した履行がなされると認められたものでございますが、その理由といたしましては自社プラントの利用によりまして直接工事費の削減が図れること、また受注済みの舗装工事の現場があるため資材置き場や事務用地をあらたに借りる必要がなく、また取引業者の協力によりまして現場管理費を抑制することが可能であること、それから入札価格と調査基準価格との差でございますけれども、率にして 0.2 パーセント、金額的には 12 万 4,000 円と差が僅かであること、最後にはこちらの応札価格であっても応札した業者さんの通常の利益の確保、こちらが見込まれるといったようなことが理由としてあげられておりまして、そういったものから今回の応札価格

につきましては、企業努力の範囲内というふうに判断をいたしまして、工事施工にあたりましては何ら不足がないと判断し、契約内容に即した履行がなされると認めたものでございます。このことによりまして最低入札価格をもって入札した世紀東急工業株式会社黒川営業所を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した 5,937 万 8,400 円といたしまして、6月10日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお工期につきましては平成28年11月30日としているものでございます。以上で説明のほうを終わります。御審議のうえ御可決を賜わりますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） この低入札っていうのは非常に問題があるということで、このような調査をするということだと私は考えますけども、今後この仕事量っていうのが非常に少なくなってくる段階において、仕事の取り合いと言いますか、それが非常に多くなってくると考えます。町の考え方としてこの低入札の基準価格というものを下げるとか上げるとかいう考えはあるのかどうか。たとえばですが、入りやすいようなそういうことができるのかどうか。それともうひとつ、低入札価格の調査基準のなかで一般管理費等の算入率が町では何パーセントとしているのか。なぜ聞くかという、先ほどの説明のなかで低入札と落札価格との差が12万4,000円だから問題ないんだという話が出ました。0.2パーセントだと。しかしながらこの低入札価格というのを何パーセントにするかによってこれ違ってくるよね。国土交通省ではこれを上げろというようなことを言っているというのを聞いておりますが、その辺も含めてお聞き申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 低入札の調査基準価格の設定の目的について、まず御説明申し上げたいと思います。これにつきましては予定価格があって最低制限価格があり、その間に低入札調査基準価格を設定しているところでございます。これにつきましてはその価格によって、業者が札入れをされた価格によって町が求める工事が適正ななかで執行されるのか、そして出来上がりが町が求めるものに値するのかという基準となる価格でございます。これについては町の低入札価格取扱実施要領のなかで割合が決まっております。予定価格の算出の基礎となった金額に直接工事費の額に10分の9.5を乗ずると。それから共通仮設費の額に10

分の9を乗ずると。それから現場管理費の額に10分の8を乗ずる。そして一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た金額というふうに設定しております、この範囲につきましては予定価格の10分の7から10分の9の範囲のなかというふうなこととなっております。それで調査基準価格ですね、国の方におきましてはもっと率を引き上げるべきだという考えが打ち出されております。町といたしましても国の改正等に従じたなかで調査基準価格の設定といいますか、掛率ですね、これについては今後考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） たしかに国の方では5.5ということで、町ではそのとおりやっていることと思いますが、私が言いたいのはその率によって抵触する、またはいろいろなことで失格することのないようなことでお願いしたいと思います。それとことしの2月でしたか、大郷地区建設災害防止協議会との懇談会があったわけでございますけども、あのなかで我々の地域の中小企業の保護、または育成それから雇用というようなことも鑑みて、入札制度というものを考えてくれというような要望が出されたわけですね。これは本当に大事なことであると私は思います。今回の入札にも1社入っているわけでありまして、東日本大震災でも相当協力をいただいておりますよね、そういうこともしっかりと考えていけないといけないだろうなと思います。たとえば発注方法を考えていく、たしかに建設コストは高くなるかもしれません。しかしながらそれも踏まえて、今言ったことも踏まえて分割発注なり、またはJVだとか、そういったものも考えていく必要があるんじゃないかと私は思います。我々の業者が出来るような、そういう工夫が必要じゃないかと、そのように思いますが町の執行部の考えをお聞きしておきます。

議長（石川良彦君） 吉田副町長。

副町長（吉田喜久夫君） この件につきましては、3月定例議会中だったと思いますけども、競争入札参加者の資格を定める基準の改正を行っております。これによりまして町内業者の方々が指名競争等のなかに参加出来る幅を広くもったところでございます。町といたしましても今の公共工事の発注状況、そして今後の見通しを勘案したなかで緊急時、あるいは災害時に町内業者さんにいろんな面で御協力等をいただいておりますので、町内業者の育成の観点からことしの4月1日からこの指名の基準等々を改正し、今議員御指摘のとおり進めてまいりたい

と思っているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほど低入札価格調査委員会において、契約内容についていろいろ審議されたということで、3点の報告があったわけですが、このなかで特に金額的に町が考えておった金額と入札された価格のなかにおいて部分的に差額の大きかったものはどこなのか、その辺についてどのように検討されたのか確認したいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） お答えいたします。まず共通仮設費の率につきまして、52パーセントの減額でございます。それから共通仮設費の安全費でございますが、こちらにつきまして9.5パーセントの減額となっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと直接的な工事の原材料費の差とか、工事現場の資材的なことでの関連する工事費の直接的な差額についてはほとんどなかったと理解していいんですか。今の話を聞きますと共通仮設費あるいはそれに関する安全費ということで、その辺が低価格入札のなかで大きな差額が生じたという説明でございますが、工事費の直接的ななかでの差額が生じたものはなかったのか確認したいのですが、もしあればその辺についてどのように協議なされて問題無しと判断されたのか、その辺も含めて答弁求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。吉田副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 今課長のほうから、共通仮設費ですね、これは同じ現場といいますか、上戸線のなかで舗装工事をこの会社が実施しておりますので、そこが削減されています。それから直接工事費のなかでマイナスの5.0パーセントという比較が出てまいります。これにつきましては世紀東急さんですね、自社プラントからのアスファルト等を出荷することによって直接工事費のコストの縮減という状況でございます。あとは先ほど申し上げました共通の仮設費、あるいは現場監理費の削減の内容となっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） わかりました。ところで最近入札におきまして、大きな金額になる程低価格入札ということで何回か調査委員会を開いているわけですが、ある程度の裏を返せば、見積り価格に高すぎるという問題がある懸念も感じるわけですが、当初の見積り価格の検討についてさ

れているのか、どのようにこの低入札価格が頻繁に生じるのか、どのようにこれを分析されて今後の工事の設計見積りに活かされているのかその辺についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） お答えいたします。設計書の作成にあたりましては県の統一単価を使用して積算をしております。また積算資料と建設物価の県単価にないものにつきましては、建設資料と建設物価を平均しております。それでもさらにないものにつきましては、3社より見積りを徴して一番安い単価としております。積算にあたりましては県の部掛かりを使ったなかでの積算でございまして、特別な部掛かりではございません。これは県下統一の設計で行っているのが現状でございます。そういった積算でございまして、積算をする側といたしましては特段高いというような見識は持ってございません。

議長（石川良彦君） ほかに。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 県道を直したところの入り口のね、信号ってどういう計画なんですか。ないの。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） お答えいたします。只今県道交差点改良しているところでございますが、改良後にですね、現状を見ながら信号等の設置有無について協議をしながら進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これを持って質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

討論省略のご発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第39号工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成 28 年第 2 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでございました。

午 前 10 時 28 分 閉 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員